

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|------------|--|
| 担 当 課 | 産業観光部 商工振興課 |
| 委託業務番号 | 令和5年度 長商第7号 |
| 委託業務名称 | 長浜市創業支援事業業務委託 |
| 委託業務場所 | 長浜市内 |
| 業務の概要 | <p>①創業・起業・新事業者発掘事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ながはま・こほく実践創業塾(12回程度)実施 ・創業支援ウェブサイト「ナンダカナガハマアタラシイ」運営 <p>②事業支援室運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンズオン支援実施 ・起業家フォローアップ ・その他創業支援事業計画に係る支援業務 <p>以上①及び②の事業を市内産業支援機関と連携し、実施すること。</p> |
| 履行期間 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで |
| 契約年月日 | 令和5年4月1日 |
| 契約額(税込) | 1,500,000円 |
| 契約の相手方 | <p>[所在地又は住所] 長浜市高田町12番34号</p> <p>[商号又は名称] 一般社団法人 長浜ビジネスサポート協議会</p> |
| 契約相手方の選定理由 | <p>委託先の(一社)長浜ビジネスサポート協議会は、商工会議所、商工会、金融機関、一般社団法人バイオビジネス創出研究会はじめ市内の商工業者の経営支援機関で構成され、これまでに創業塾の運営など創業者、創業希望者への支援や、企業の経営改善、事業承継に係る伴走型の支援を行っている実績がある。また、長浜産業支援センターとしての拠点整備とともに、創業準備オフィスやフューチャーセンターの機能、小規模事業者への経営支援を強化していくことで、長浜市の産業振興及び産業創造の中核としての役割を持つようになることから、事業推進のため委託先は(一社)長浜ビジネスサポート協議会以外にない代替性はない。</p> |
| 根拠規定 | <p>地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸)</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p> |